

定を許し、爾余の四十一名に對しては所轄檢察廳と打合せの上、  
 新設養正に公認執行坊番として所轄後藤寺に於て<sup>（後行）</sup>福岡裁判  
 所小倉支部檢察事務及松岡檢察出張の上取調べ其の結果更に應  
 接に来たりし金川村柳部藩及直方市原田町部藩小作人三十名  
 を検察し嚴重取調べたる結果一月十三日一應の取調を終り、檢事  
 者累計九十三名中三十名に對し檢事の拘留状撤銷あり、何れも  
 福岡刑務所小倉支所に於て之を執行し、<sup>（後行）</sup>は全部釋放せり。  
 d 解決状況

斯くの如く群衆心理の結果とは實へ五十名の收容者を出し、地  
 方の安寧を擾亂したる地元部落は漸く其の輕率を感ぜしむると共  
 に羽配の如き請書を區長連名にて村會所及び金村學校（前々松  
 本知事發案にて縣下兼々町村を遊び金村的に社會教育を施すを  
 目的とする）に提出し、金村學校亦署名書を發し村民協會にて今  
 後かゝる不祥事を起すと共に村長等と共に關係當局に

寛大の處置を請願願せり。<sup>（後行）</sup>

一方地主に對しては一月二十三日組合側の代表者地主を對  
 面し、<sup>（後行）</sup>願に對し陳述すると共に區長、區長出村會議員、<sup>（後行）</sup>調  
 解等區有志者等先して其後數回に亘り兩者間に立ち仲介斡旋せ  
 り。地主も亦小作料の高率をりし事及び所屬手取に對て區民の  
 反感を買しことを反省し、<sup>（後行）</sup>に兩者間の解決の氣運に同ひし以  
 二月六日左の基本條件成立し更に二月二十八日地主は見舞金五  
 百圓を交付し小作争訟は茲に全部解決を見たり。

- 一、昭和三年四年來の争訟
- 二、昭和五年來分五十年來の争訟人（但し部落有志者数人に入る事）
- 三、昭和六年來以後五十年間一割五分減
- 四、小作人は別記の如き小作料を納入せし區有志保護すること
- 五、争訟資金の<sup>（後行）</sup>調りに區に對する見舞金一割を提出すること
- 六、<sup>（後行）</sup>地調提議の訴訟、<sup>（後行）</sup>並押解除し且つ小作人中村七次郎提議の